

今後助成要領等において対応していただくべき事項（案）

実施機関においては、助成事業の実施に当たり、実施要項に規定される予定のもの他、以下に掲げる内容を踏まえ、内閣府と協議の上、助成要領や各種基準（審査基準、指導・監査基準等）などを規定していただくことが想定されるため、留意いただきたい。

助成関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 整備費を助成決定した全ての施設に対し、一定の期間経過後、合理的な理由なく施設の運営が開始されないものについては、助成決定を取り消す旨を通知すること。また、開所に向けた一定の時期に、当該施設から実施機関に対し、開所予定日までの進捗について報告させ、必要に応じ実施機関はヒアリング及び現地調査を行うこと。さらに、実施機関に相談や苦情等のあった施設について、必要に応じ実施機関は当該施設へのヒアリングや現地調査を行うこと。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設に対する運営費を月次精算すること及びその手続（修正手続を含む）を明記すること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の区分経理や専用口座の設置を義務付けること。
指導・監査、相談関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導・監査の結果や分析結果を全施設へ共有すること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ PDCAサイクルを回すため、まずは、相談・苦情による事案の開始からその解決までに至る個別事案のデータを一元的に集約すること、データを踏まえて事案を類型化すること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業は事業主拠出金を財源とした公的な性格を持つ事業であることを踏まえ、実施要綱等に基づき適正な運用を図る観点から相談対応マニュアルを整備すること。
研修関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象経費について、経理担当者のためのFAQの整備及び周知・研修を行うこと。

※この他、システム運用上のセキュリティに関するマニュアル等の整備を求める予定。